

三田市公益目的通報者保護条例施行規則

〔平成18年9月15日〕
三田市規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市公益目的通報者保護条例（平成18年三田市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例における用語の例による。

(出資法人等の範囲)

第3条 条例第2条第2号エに規定する市が出資その他の財政支出を行っている法人であって規則で定めるものは、三田地域振興株式会社とする。

(公益目的通報の範囲)

第4条 条例第2条第3号に規定する公益目的通報には、人事上の処遇に関する事実の通報その他の私益を図るにとどまるものを含まない。

2 行政監察員は、公益目的通報に係る事実が職員等の人事上の処遇に関する事実にとどまるものであるとき（条例第5条第2項に該当する不利益取扱いの事実を除く。）は、公益目的通報の対象でないことを説明して、受け付けないことができる。

(公益目的通報の方法)

第5条 条例第3条第1項の規定による公益目的通報は、公益目的通報書を行政監察員があらかじめ指定した場所へ送付して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、行政監察員があらかじめ同項に規定する方法以外の方法を指定したときは、その方法によることができる。

(公益目的通報に必要な事項)

第5条の2 条例第4条第2項に規定する規則で定める公益目的通報の事実が確実にあると信ずるに足りる相当な根拠は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 違法行為等の時期又は日時
- (2) 違法行為等の場所
- (3) 違法行為等の対象者の氏名
- (4) 違法行為等の内容

(行政監察員の選任同意議案及び解任同意議案の項目等)

第6条 条例第7条第2項の規定による議会の同意議決については、次の事項を内容とする。

- (1) 行政監察員候補者（以下「候補者」という。）の氏名及び住所
- (2) 候補者の事務所等の所在地

2 条例第15条第2項後段の規定による議会の同意議決については、次の事項を内容とする。

- (1) 行政監察員の氏名
- (2) 解任の理由

3 行政監察員を選任したとき又は行政監察員委託契約の解除により解任したときは、市長はその氏名及び選任若しくは解任したことを告示するものとする。

(行政監察員委託契約の項目)

第7条 行政監察員委託契約には、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 委託事項
- (2) 委託期間
- (3) 委託費用
- (4) 委託費用の支払い方法
- (5) 委託契約の解除事由
- (6) その他必要な事項
(通報に関する相談等)

第8条 行政監察員は、公益目的通報を行おうとする者からの違法性の有無等に関する質問等の事前相談に応じるものとする。

2 行政監察員は、条例第9条第3項の規定による報告に際し、公益目的通報者が特に希望するときは、当該通報者の上司等に直接公益目的通報内容を伝達することができる。

(市民等からの通報の取扱い)

第9条 行政監察員は、市民等からの公益目的通報があったときは、この制度の対象外である旨を説明するとともに、他の通報手段について相談に応じるものとする。

(調査の標準処理期間)

第10条 条例第10条第5項の規則で定める標準処理期間は、2箇月とする。

2 前項の期間内に調査を終わらない事項については、2箇月を経過するごとに市長及び公益目的通報者又は不利益取扱いの申出をした者(匿名による場合を除く。)に経過を報告するものとする。ただし、市長に報告することが適当でないと認められる事項については、この限りでない。

(調査の進め方)

第11条 行政監察員は、調査に当たって勤務時間中の職員の出頭を求めるときは、あらかじめ当該職員の上司に協議しなければならない。

(使用人の監督等)

第12条 行政監察員は、その使用人で行政監察員の業務に使用する者をその責任において管理し、及び監督しなければならない。

2 行政監察員は、前項に規定する使用人に対し、三田市個人情報保護条例(平成12年三田市条例第5号)の規定に基づき守秘義務を負う旨を周知しなければならない。

(行政監察員の市長への報告の要領)

第13条 条例第9条第3項及び第4項の規定により行政監察員が市長に対して行う報告は、同条第3項にあつては公益目的通報受理報告書により、同条第4項にあつては公益目的通報不受理報告書により行うものとする。

2 条例第11条の規定により行政監察員が市長に対して行う調査結果の報告は、調査結果報告書により、調査完了後遅滞なく行うものとする。

3 公益目的通報又は不利益取扱いの申出の概要及び件数は、各会計年度の四半期ごとに定時報告書によりこれを市長に報告する。

(公表の方法)

第14条 条例第9条第5項、条例第11条第5項並びに条例第12条第3項及び同条第4項の規定による公表は、市広報、市ホームページ等への掲載等によるものとする。

2 公表の内容の表記は、報告内容の趣旨の明確さを損なわない範囲で概要の表記によることができる。
(不利益取扱いの申出の方法)

第15条 条例第5条第2項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した不利益取扱い申出書を行政監察員があらかじめ指定した場所へ送付して行わなければならない。

- (1) 公益目的通報者の所属、職名、氏名及び住所その他の連絡先
- (2) 不利益取扱いを受ける理由となった公益目的通報を行った年月日及びその内容
- (3) 不利益取扱いの内容
- (4) 不利益取扱いを行った者の所属、職名及び氏名
(不利益取扱いに関する申出に係る改善勧告等)

第16条 条例第5条第2項の規定による申出があったときは、行政監察員は、その概要及び対応方針を公益目的通報受理報告書の例により市長に報告するものとする。ただし、条例第9条第2項の規定により不利益取扱いの申出の受付を拒否したときは、その概要及び理由を公益目的通報不受理報告書の例により市長に報告するものとする。

2 条例第5条第3項の規定による改善勧告及び同条第4項の規定による公表は、行政監察員が直接これを行うものとする。

3 行政監察員は、前項の規定による改善勧告又は公表をするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知するものとする。

4 第2項の規定に基づく公表は、市広報、市ホームページ等への掲載等によるものとする。
(文書保存義務)

第17条 行政監察員は、行政監察員でなくなった後も、調査報告の基礎とした資料で市長への引継ぎを留保したものを10年以上保存しなければならない。
(行政監察員証の交付等)

第18条 行政監察員には、行政監察員証を交付する。

2 行政監察員は、調査に際して、求められたときは前項に規定する行政監察員証を提示するものとする。

3 第1項に規定する行政監察員証は、有効期間満了後直ちに市長に返還しなければならない。有効期間満了前に行政監察員でなくなったときも、同様とする。

(連絡窓口)

第19条 行政監察員と市との連絡窓口は、経営管理部行政管理室総務課・人事課に置く。

(運用状況の公表)

第20条 条例第16条の規定による条例の運用状況の公表は、市広報、市ホームページ等への掲載等によるものとする。

(様式)

第21条 この規則の施行に関し必要な様式は、市長が別に定める。

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

付 則 (平成20年規則第27号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成 20 年規則第 38 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の三田市公益目的通報者保護条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後になされた公益目的通報及び不利益取扱いの申出について適用し、同日前になされた公益目的通報及び不利益取扱いの申出については、なお従前の例による。

付 則（平成 21 年規則第 45 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 24 年規則第 11 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年規則第 6 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 26 年規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 28 年規則第 15 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。